

平成 29 年 度

新庁舎建設促進特別委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|--|---|
| 1. 議案第 86 号・平成 28 年度八代市一般会計歳入歳出決算（関係分） | 1 |
| 1. 新庁舎建設に関する諸問題の調査 | 4 |

平成 29 年 10 月 23 日（月曜日）

新庁舎建設促進特別委員会会議録

平成29年10月23日 月曜日

午前10時00分開議

午前11時06分開議（実時間66分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第86号・平成28年度八代市一般会計歳入歳出決算（関係分）
1. 新庁舎建設に関する諸問題の調査（新庁舎建設事業の進捗状況について）

○本日の会議に出席した者

委員長	中村和美君
副委員長	成松由紀夫君
委員	亀田英雄君
委員	北園武広君
委員	野崎伸也君
委員	橋本幸一君
委員	古嶋津義君
委員	村川清則君
委員	百田隆君
委員	山本幸廣君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

会計管理者	村川康弘君
財務部長	岩本博文君
財務部次長	松村浩君
新庁舎建設課長	松元真介君
財政課長	尾崎行雄君

○記録担当書記

岩崎和平君
中川紀子君

（午前10時00分 開会）

○委員長（中村和美君） 皆さんおはようございます。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから新庁舎建設促進特別委員会を開会いたします。

本日は、本委員会に付託されました決算議案につきまして閉会中審査を行い、その後、本委員会の特定事件について、調査を行うことといたしております。

審査に入ります前に、まず、決算審査の進め方について、御説明いたします。

まず、審査方法についてですが、10月20日の本委員会でも報告いたしましたが、本委員会に付託されております一般会計決算の歳出について、その審査は、平成28年度における主要な施策の成果に関する調書及び土地開発基金の運用状況に関する調書に基づいて説明を聴取し、監査委員からの審査意見書も含めたところで質疑を行うことといたしております。

そのほかの審査方法については、お手元に配付しておりますような方法で進めていただきます。よろしくお願いいたします。

以上、本委員会の審査がスムーズに進みますよう、委員の皆様方の御協力をお願いいたします。

◎議案第86号・平成28年度八代市一般会計歳入歳出決算（関係分）

○委員長（中村和美君） それでは、本委員会に付託されております決算議案1件の審査に入ります。

議案第86号・平成28年度八代市一般会計歳入歳出決算中、当委員会関係分を議題とし、執行部より説明を求めます。

○財務部長（岩本博文君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

財務部長、岩本でございます。

それではまず、財務部が所管いたします新庁舎建設課、この分の総括について簡単に説明をさせていただきます。

座りまして説明をいたします。（「はい、どうぞ」と呼ぶ者あり）

新庁舎建設課につきましては、２８年度は課の立ち上がりから２年目となりまして、新庁舎の平成３２年度完成を目指し、さらなる事業の推進を図ったところでございます。

主には、新庁舎建設の基本構想を平成２８年の８月に策定いたしまして、その後、公募型プロポーザル方式による設計業者の選定を行い、設計者を株式会社久米設計九州支社として平成２９年２月に契約し、基本設計の作業に取りかかりました。

また、オフィス環境整備支援業務につきましても、公募型プロポーザル方式により業者選定を行い、専門的な視点で機能的なオフィス環境整備を図るための作業に着手したところでございます。

それぞれの作業を現在進めておりますが、基本設計につきましては、執務室等のゾーニング、規模等の検討や都市計画道路の築造に伴う協議、文化財本調査等の建設関連項目の調整に時間を有しておりまして、いまだ計画の全容をお見せできない状況であります。大変申しわけなく思っております。

今後は、これらの協議や調整を早期に取りまとめ、議会や市民の皆様の御意見を伺いながら、できる限り早い時期に基本設計を策定し、策定後は速やかに実施設計に取り組むたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、新庁舎建設課の総括説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○財務部次長（松村 浩君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あ

り）財務部次長の松村でございます。

それでは、座らせていただきまして説明したいと思います。

議案第８６号・平成２８年度八代市一般会計歳入歳出決算について説明します。

歳出のうち、当委員会の関係分、すなわち、総務費のうち新庁舎建設費につきまして、平成２８年度における主要な施策の成果に関する調書、その１及び一般会計歳入歳出決算書を用いまして説明します。

それでは、主要施策の調書、その１、こちらはお持ちでしょうか。ちょっと分厚い冊子でございます。４１ページをお開きいただきたいと思います。

説明の内容は、まず、表中の左上にある事務事業名を申し上げます。そして、事業の概要、決算額、特定財源及び今後の方向性の順で説明を行います。

では、説明に入ります。

４１ページ下段の市庁舎建設事業は、建設後４４年が経過している本庁舎が、老朽化に加え、耐震診断の結果を踏まえ、地域審議会や議会の審議を経て、現在の本庁舎敷地内に新庁舎を建設することを決定したことから新庁舎建設に向けて進めているもので、決算額が７７６万９０００円でございます。

内容としましては、まず、現年分といたしまして、先進地視察旅費の１９万９０００円が主なもので、前年度からの繰越分としましては、平成２７年度から取り組んでいました新庁舎建設基本構想業務委託費７４５万２０００円と、基本構想策定に意見を伺う市民検討委員会の開催に伴う経費１１万３０００円でございます。

特定財源としましては基本構想策定に対する国庫支出金で、市町村合併推進体制整備費補助金が７４５万２０００円でございます。

今後の方向性は不要で、別事業へ移行としています。これは、事業名が２８年度で廃止とい

うことではなくて、事業の内容をわかりやすくするために、別事業名を新たに設けて推進することとしたことによるものです。

次、42ページをお願いします。

上段の市庁舎建設基金事業でございますが、これは、可能な限り市債の借入れを抑制することで将来へ過度な負担を残さず、後年度の市民サービスの低下を招かないようにするため設置した基金であり、決算額は5億61万1000円で、内訳は元金積立金の5億6万8000円と、これまでの積立預金に対する利子54万3000円でございます。

28年度末での基金積立総額は、約13億円でございます。

特定財源としまして、預金利子54万3000円と八代演奏家協会からの寄附金6万8000円でございます。

今後の方向性としては、市による実施、現行どおりとしており、後年度の財政負担の軽減を図るため積み立てを行うとしております。

次に、下段の新庁舎建設基本・実施設計事業は、新庁舎建設における設計業者の選定や設計業務の実施に係るもので、決算額は2586万4000円で、主なものは、新庁舎建設に伴います基本設計及び実施設計業務委託でございます。平成28年度から30年度までの3カ年契約を行っており、その総事業費は2億2118万4000円で、平成28年度には基本設計分の8499万6000円のうち前払金として2547万円となっており、そのほかに、選定委員会の4回開催に係る謝礼や費用弁償などの39万4000円でございます。

この設計委託は、公募型プロポーザル方式で行い、応募者が6者あり、1次審査で5者を選定し、最終的に5名の選定委員会委員によりプレゼンでの2次審査を行い、株式会社久米設計九州支社に決定したところでございます。

今後の方向性は、市による実施、現行どおり

としており、設計業務及び建設工事のスケジュールを適切に管理し、平成32年度の庁舎完成を目指すこととしております。

43ページをお願いします。

上段の新庁舎建設オフィス環境整備支援事業は、新庁舎建設に当たり、市民にとってわかりやすく利用しやすい窓口環境の提供や、効率的な執務空間を創出するため、文書や什器等の配置、サイン計画を含めて、専門的な視点で機能的なオフィスの環境整備を行うもので、決算額は434万1000円でございます。

主に新庁舎オフィス環境整備支援業務委託432万円でございますが、これは、平成28年度から平成32年度までの5年間で2214万円の契約を行っており、そのうち、平成28年度分の支払額でございます。

この委託業者の選定も公募型プロポーザル方式で行っており、応募者が3者で、6人の選定委員によりプレゼンを行った上で、コクヨマーケティング株式会社熊本支店に決定したところでございます。

このほかに、選定委員への謝礼と費用弁償として2万1000円でございます。

今後の方向性としては、新庁舎建設に当たり、市民にとってわかりやすく利用しやすい窓口環境の提供並びに効率的な執務空間を創出した庁舎づくりを目指すこととしております。

次に決算書をお願いいたします。決算書の116、117ページをお願いいたします。

中ほど、目11・市庁舎建設費の117ページの右から2列目の不用額891万7000円は、新庁舎オフィス環境整備支援業務委託のプロポーザル方式による契約残の767万2000円が主なものでございます。

また、備考欄に記載の流用額61万2000円は、市庁舎建設基金事業におきまして、預金利子等の積み立てに係る金額を流用したものでございます。

以上、当委員会の関係分の説明とさせていただきます。御審議、よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） 済みません、先ほどのこっちのことで、43ページ、上段のほうですね。もう1回、ちょっと確認なんですけど、新庁舎のオフィス環境整備支援業務委託、この契約期間についてもう1回、確認でお聞きしたいんですけど。

○財務部次長（松村 浩君） 契約期間でございますけども、平成28年度から平成32年度までの5年間でございます。

○委員（野崎伸也君） 今おっしゃったんですけど、ここに書いてあるのと違う。（「年度で」と呼ぶ者あり）

○財務部次長（松村 浩君） 申しわけございません。こちらのほうのやつが何月何日までと書いてありますので、32年度ですと、33年の3月ということになるので、申しわけございません、ちょっと紛らわしかったと思います。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ほかにないようであれば、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第86号・平成28年度八代市一般会計歳入歳出決算中、当委員会関係分について、これを認定するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本決算は認定することに決しました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

決算議案の審査が終了しましたので、ここで、村川会計管理者は退席されます。

（会計管理者退席）

◎新庁舎建設に関する諸問題の調査（新庁舎建設事業の進捗状況について）

○委員長（中村和美君） 次に、当委員会の特定事件であります新庁舎建設に関する諸問題の調査を議題とし、調査を進めます。

それでは、新庁舎建設事業の進捗状況について、執行部より説明を求めます。

○新庁舎建設課長（松元真介君） 新庁舎建設課の松元でございます。よろしくお願いいたします。

それではですね、今回、私のほうから進捗状況ということで、お手元にお配りしてます、こちらの八代市新庁舎建設に関する取り組みについてという資料をもとにですね、説明をさせていただきたいと思います。

では、座って説明をさせていただきますがよろしいでしょうか。（「はい、どうぞ」と呼ぶ者あり）

既に内容等につきましては御存じの方もおられると思いますが、前回の委員会からちょっと時間も経過しておりますので、今までの経過も含めまして、資料に基づきポイントだけを中心に説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

します。

それではページをまずめくっていただきまして、はじめにということで、平成26年度に新庁舎の建設地についての審議が行われ、現在の本庁舎敷地内に新庁舎が建設されることが決定しております。

28年8月に八代市新庁舎建設基本構想を策定し、平成29年2月に公開プロポーザル方式により株式会社久米設計九州支社を選定し、現在、基本設計を作成しております。

続きまして3ページ、庁舎整備に係る検討経緯としまして、平成8年度、阪神・淡路大震災を契機とし、本庁舎の耐震診断を実施、耐震性に疑問があり補強案の作成は困難であるという診断結果を得ております。

平成16年度、市町村合併協議会において、庁舎の方式は旧八代市役所を本庁とする本庁方式とし、新市に引き継がれております。

平成21年度、平成13年の建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い、再度、本庁舎の耐震診断を実施。耐震基準を満たしていないことが判明したため、建てかえが妥当との結果となっております。

平成26年度、地域審議会及び議会の審議を経て、現在の本庁舎敷地内に新庁舎を建設することが決定されております。

平成27年度、新庁舎建設準備室設置。基本構想に着手。

平成28年度、熊本地震発生。仮設庁舎を建設。緊急避難的に各支所等複数の施設に所管課を移転。基本構想の策定となっております。

続きまして、4ページ以降が新庁舎の方向性となっております。

まず、新庁舎建設の基本設計の策定に当たりましては、7つの視点からの庁舎づくりを目指し、作業を進めております。

1点目、市民にやさしい庁舎。窓口部門の集約、窓口カウンターや相談室の設置、ユニバー

サルデザインへの配慮です。

2点目、変化に対応できる庁舎。行政執務空間の集約、多目的利用を見込んだ空間づくり。

3点目、安全・安心の拠点となる庁舎。耐震性や風水害に対する備えを確保した庁舎。災害活動拠点となる庁舎。

4点目、環境にやさしい庁舎。自然エネルギーの活用を進め、省エネルギー、省資源を徹底した庁舎。ランニングコストの低減を図る庁舎。

5点目、交流の拠点となる庁舎。市民活動や情報発信のスペースを整備した庁舎。

6点目、歴史と景観に調和した庁舎。八代城跡の景観に配慮し、調和を図る庁舎。

7点目、市民に親しまれる議会庁舎。庁舎内での議場の配置などを配慮し、市民が身近に感じる、親しまれる庁舎です。

続きまして8ページ、新庁舎の機能につきましては、庁舎機能とまちづくり拠点機能に整理し、庁舎機能につきましては、特に窓口機能と防災拠点機能の充実を図り、まちづくり拠点機能につきましては、情報発信機能、利便機能、市民の活動拠点機能を導入します。

続きまして9ページ、周辺の現状ということで、主に道路の話になるんですが、敷地に対する主要な車の進入口の検討を進めておりますが、敷地は東西南北の四方を道路に囲まれており、車の進入につきましては、東側及び西側からの進入が可能となっております。

また、東側道路につきましては、都市計画道路の整備が予定されており、築造までに進入口の位置、箇所数について警察と協議を進めていく必要がございます。

続きまして10ページ、敷地の利用方法について。現在、敷地の利用方法につきましては、敷地条件や市民の利便性、景観等を考慮し、設計作業を進めております。

まず、建物の配置につきましては、西側の松

江水源地、東側の都市計画道路が計画されていることから、現庁舎と同じ、ほぼ中央となります。

敷地の北側には一般駐車場を配置し、南側には緊急時の駐車場を兼ねた広場及び歩行者専用のアプローチを配置します。

また、東側につきましては、道路築造までの間、予定地を有効活用するため、公用車駐車場を設置します。

続きまして11ページ、内部の空間計画について。基本構想で示している新庁舎の7つの方向性を踏まえ、市民の利便性や業務効率等を考慮し、利用しやすくわかりやすい計画とします。

階層別の主な配置としましては、まず、低層部門に窓口部門並びに情報発信や利便施設、生涯学習などの市民利用部門を配置します。

中層部分は、市長や副市長などの執行部と防災関連の部署を配置し、大規模災害時には速やかに災害対策本部へ移行が可能な計画とします。

高層部分は、行政組織内の連携向上や組織再編等に柔軟に対応できるよう、執務空間の集約を行い、行政サービスの質的向上を図るため、近接度調査や窓口市民アンケート調査に基づいた結果をもとに、できる限り同一階、隣接する階に配置する計画とします。

また、今回、建築の構造としましては免震構造ということで、免震構造に伴い発生する免震層の有効活用について検討します。

続きまして12ページ、進捗状況につきまして。基本設計に着手してから既に8カ月を経過しており、市民の皆様並びに各委員におかれましては、いまだ基本設計の全容がお見せできない状況であり、大変申しわけないと思っております。

現在、庁舎本体につきましては、窓口部門の整理や執務空間などの内部空間の配置、大きさ

等について設計者と随時協議し、あわせて、敷地内の条件整理などの建設に関連する項目について、関係課や関係機関と協議を進めております。

建設に関連する項目の主なものとしましては、一部完了しているものもございますが、本庁舎の被災度調査及び解体工事に必要な設計並びに敷地内の文化財調査、都市計画道路の築造に伴う出入口、水源地の保全方法、公用車駐車場の移転先の検討などです。

続きまして、予定スケジュールについて。基本設計並びに実施設計につきましては、基本構想策定時においては、平成30年8月ごろまでとしておりましたが、基本設計が建設に伴う関連項目における協議等によりおこなわれていることから、基本設計の完了が平成29年度末、実施設計については平成30年度内完了となる見込みでございます。

工事につきましては、建設工事が当初より約半年短くなりますが、現段階では、構造、工法の検討を行い、平成32年度内の完成を目指すこととしております。

それでは最後に、末尾のパース並びに概略平面図について御説明いたします。

まず、パース、写真のほうですが、こちらにつきましては、上の2枚の写真が現況の本庁舎を八代宮側と病院側交差点から見たものです。

下の2枚のパースが、現在想定している計画をパースとしてあらわしております。

周辺の景観を保全するため、外観的には高さ等に配慮していることが御確認いただけると思います。

次に、概略平面図について、裏面をごらんください。

現時点での参考としまして、新庁舎の7つの方向性を踏まえ、まずは基本構想に基づき、全体の面積でおおむね1万9000平方メートルという仮の条件下のもとで、庁舎機能に必要と

思われるゾーンを配置してみたものです。

各ゾーンの割合につきましては、市民活用エリアを除き、旧庁舎におけるゾーニングの割合に応じて配置しております。

また、新庁舎につきましては、規模の関係から、公共施設ではありますが、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律義務対象の施設であり、階段、廊下の幅等につきましても基準を満たすことを前提としております。

この想定している平面図は確定ではなく、各ゾーンとも、今後予定しております市民の皆さんからの御意見や、行政機能上、新たに配置するスペースとして必要な場合は変更する場合もありますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

それでは、各フロアの概要について御説明します。

1 階部分は、行政機能のうち、市民課など市民の皆さんに最も関係の深い窓口部門と市民エリアを想定しております。

2 階部分には、行政機能のうち、主に税関係の窓口部門と市民エリア並びに議会関係諸室の一部を想定しております。

3 階部分には、市長、副市長などの執行部及び災害対策本部を想定した防災関連並びに議場を含めた議会関係を想定しております。

4 階から 6 階部分は、基準階として、窓口部門以外の事業課等の配置を想定しております。

窓口並びに一般業務として記載しているところが執務ゾーンであり、この執務室ゾーンにおける各課の配置につきましては、窓口部会の意見や各課照会による近接度調査に基づき、設計者並びにオフィス環境業者と配置の検討作業を進めているところです。

なお、参考までに、一般業務というところがありますが、ここに挟まれた通路があると思います。この通路の幅につきましては、一般来庁者や車椅子利用者の相互通行や休息するための

椅子の設置などを考慮し、おおむね 1 2 メートル程度は必要と判断しております。

また、全体の概要としまして、資料は今回、6 階というところで想定してつくっておりますが、最終的な階数は、地上 6 から 7 階、基礎は免震構造とし、構造は鉄筋コンクリート造またはプレキャストコンクリート造と想定しているところです。

以上で新庁舎建設に関する取り組みについての御説明を終わります。

○財政課長（尾崎行雄君） 財政課の尾崎です。よろしくお願いします。

私のほうからは、財源について説明させていただきたいと思います。座って説明させていただきます。（「はい、どうぞ」と呼ぶ者あり）

お手元の資料に別紙がございますでしょうか。こちらにありますように、一般単独災害復旧事業債が今月初旬に県より活用できるという返事がございまして、その内容について説明させていただきます。

1 番目、庁舎を建てかえるに当たって、一般単独災害復旧事業債を充当できる範囲は、以下の（１）から（３）の方法により算出されたいずれかの面積が上限となる。

まず、（１）被災前延床面積。こちらは、表のほうにございますように、1 万 2 7 4 3 平方メートル。その下の米印 1 にありますような内訳の本庁舎 1 万 1 5 1 9 平方メートルと別館の 1 2 2 4 平方メートルを合わせた面積でございます。

続きまして、（２）被災時点における被災庁舎の入居職員数掛ける職員 1 人当たり面積 3 5. 3 平方メートル。こちらの職員数につきましては、米印 2 にございます、入居職員数は地方公共団体定員管理調査、こちらの対象となっている職員と。正規職員でございます。ただし、公営企業会計に属する職員数は除くというふうになっておりまして、被災時点で表の

(2) にございます562人、それに35.3平方メートルを掛けました算出面積が1万9839平方メートルとなっております。

続きまして(3)の被災していない庁舎との統合を行う場合、被災していない庁舎から移転する職員を含めた入居職員数の職員1人当たり35.3平方メートルとなっておりますが、こちらは統合を現在のところ検討しておりませんので、この場合も(2)と同じ、1万9839平方メートルが一般単独災害復旧事業債の対象面積となっております。

私のほうからは以上でございます。

○委員長(中村和美君) 本件について何か御意見等はございませんか。

○委員(橋本幸一君) 最初の取り組みについてからまずは。中層に防災機能を持っていくということでございますが、これから見れば、非常に防災機能としてはこれで大丈夫かなという面も今、感じてますが、それについてはどうでしょうということと、それと今の財源の説明がございましたが、構想の中にはおおむね規模としては1万9000平米の職員700名ということで当初計画されておったということで、今回については、そのとき何で出ndったのかなと私も疑問に思うんですが、結局、公営企業部分が職員は入らないということで、最終的に562人で、一般単独災害復旧事業債は対応できないということで、結局、残りの企業会計の職員というのは、入っていないながらこれに加算されないという状況になるわけで、それについては非常に1職員当たりの面積も狭くなるわけですが、私は基本的には、基本構想にあった職員700名を想定した、その規模でないですね、将来的には人口が少なくなってもいろんな仕事量がふえてくるわけであって、今の状況からすれば、ちょっと私は手狭になり過ぎはしないかなと思うわけです。

その中で、700名を想定してした場合、ほ

かの方法としては何があるかということもあわせて尋ねたいんですが。

○新庁舎建設課長(松元真介君) それでは私のほうから。

まず、防災機能が狭いんじゃないかというところの御質問に対してお答えをしたいと思います。

確かにおっしゃるとおり、今回、防災拠点施設として求められる機能が一部不足している状況でございます。

非常時には、庁舎を除く敷地内空間の全てが、いわゆる災害活動拠点への機能転換を行うということになります。これらとは別に、具体的には、救援物資仮置きスペース、備蓄倉庫、ボランティアなどの受け入れスペースが想定されます。これらは全て、実は天候に左右されない災害活動支援の用途に供するものとして屋内に設ける必要がございます。

現時点では、防災拠点スペースとして想定した3階部分に配置することは非常に難しく、地上との外部空間との一体的活用が容易な、例えば地下の免震層の高さを上げることで一定の余剰空間をつくり、その部分に設置することを検討しております。ただし、その分、面積は増床することになります。

面積が確定しない限り実施設計には当然移ることはできませんので、結果として、平成32年度末までの完成は難しくなるという、まず状況でございます。面積が増床するかもしれませんが、何とぞ、御理解、御協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

あと、人口減に関する見解ということで、ちょっと私のほうから話をさせていただきたいと思います。

確かに、本市のみならず急激な人口減少は全国的な問題であり、建てかえだからと言って、際限なく大きなものをつくる必要はないと思います。ただ、一般的に、市役所などの地方公共

団体の職員数というのは、人口の約１％程度が目安とされており、本市の人口はホームページによりますと、２９年８月現在で１２万９１９４人となっており、対する職員数は１１００人弱、約０．８５％となっています。

例えば、仮に将来、市の人口が１０万人を割り込むようなことになった場合、職員数をそれに合わせて減らすことになるかもしれませんが、一定の数値以下にすることはできないと考えます。なぜなら、人口は減少しても統治する行政面積は合併や分裂がない限り変わることはなく、例年のように県からの権限移譲の対応もあり、その分、仕事量がふえることも想定されますことから、むしろ、先ほどおっしゃいました職員１人当たりの管轄する面積は拡大し、仕事量もふえ、肉体的、精神的負担も当然重くなります。結果的に、正規職員の増加はなくても、それにかわるものとして、嘱託、パート、再任用、臨時職員の採用をふやしていくことになり、当然その分、席数は確保していかなければなりません。

新庁舎建設に当たっては、現在の職員数や人口減少からの職員数だけを見据えるのではなく、財源の問題も当然考慮しつつ、適切な行政運営を継続させていくため、将来の流動的な組織再編等や緊急時の体制にも十分対応できるスペースの確保が最も重要であると考えております。

以上です。

○財務部次長（松村 浩君） 橋本委員お尋ねの、２点目の財源の部分について私のほうからお答えさせていただきます。

先ほどありましたように、今現在、先ほど説明がありましたように、一般単独災害復旧事業債につきましては、職員数５６０人に対して１万９８３９平米というのが限度の範囲内のような説明でございましたが、先ほどの質問でいきますと、防災機能の部分での面積がどうなの

か、また、職員をどれだけ、当初の基本構想の７００人まで持っていくと、面積がふえる可能性があるんじゃないかというふうなお尋ねかと思います。そうした場合に財源はどうなるのかということでございますが、財源につきましては、先ほどの１万９８００平米程度については一般単独災害復旧事業債、当然これを超えるような基本設計等が出てまいりましたならば、合併特例債が現在のところ一番有利な起債だというふうには考えております。

ただ、合併特例債につきましては、御存じのように、現時点では平成３２年度までしか活用できないということになっておりますので、その場合には工期のほうを早めるような工夫等々が必要になってくるんじゃないかというふうに考えます。

基本的には、災害復旧事業債と合併特例債を併用して立てることは可能であるということなので、県にも確認が終わっているところでございます。

以上でございます。

○委員（橋本幸一君） 基本的に私は、構想の中であった職員７００名っていうのは、そこはある程度、最低限の部分で必要と思うし、併用ができればですね、早急にやっぱり間に合うようにしていただくのがいいのかなと思っております。

○委員（百田 隆君） 今、説明がありました、行政事業の多様化による職員の増加ということは、将来、非常に考えられることですよね。ですから、今、合併特例債の話が出ましたけど、その併用ということはですね、ぜひやってもらってますね、やはり市民の安心、安全の拠点になる市役所であるべきであるというふうに思っておりますので、そのあたりは十分考えていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（中村和美君） 意見ですね。

ほかに何かありませんか。

○委員（成松由紀夫君） 先ほどの橋本委員の関連なんです、スペース、まず、基本構想の中での1万9000平米っていうところのですね、検証がどういった形でやられたのか。

当時の委員会の中ではですよ、与党野党とは言いませんが、やはり集中型、分散型という話の中でですね、最低1万9000平米という集中型の考え方の委員さんたちの意見と、最高、マックスで1万9000平米というところの折り合いがずっとつかないできた中で選挙戦に入ったというところで、いろんな民意が示されたというふうに我々は考えとつとですが。おおむね1万9000平米という部分でですね、どういうふうに執行部の中では検証がなされてきたのか。

それと、先ほどの橋本委員の話の中で、防災拠点施設としては非常にスペースが厳しいと、3階フロアの部分ですよ、これを見ても、このフロアを見たらかなり狭いですよね。その分の増床をしない限り、——先ほどちょっと増床することになるというような話だったけど、そこら辺のちょっとしつかりとした今の執行部の考えていること。

それと、先ほど、職員さんについてはですね、560人ということはまずあり得んわけですから、そこは橋本さんにお答えされたところで、要望でいいんですけど、1点目と2点目を取りあえず。

○新庁舎建設課長（松元真介君） それではまず1点目、基本構想で示されたおおむね約1万9000平方メートルをこれまでどう検証してきたのかという御質問に対してのお答えです。

基本構想で示されているおおむね1万9000平方メートルは、基本設計を作成する上での目安であったと考えております。

そこでまず、面積の妥当性について検証を行いました。

手順としては、まず、震災前の本庁舎にどれだけ組織や機能が配置されていたのかということを確認し、次に震災前に、既にスペースの関係から分散していた一部の組織については、市民の皆さんや職員に対する窓口調査、各課照会に対する近接度調査及び聞き取りにより、本庁に集約したほうが市民サービスの向上につながるものとして整理されたものについて集約しております。

今回御提案している計画は、イメージ図ですが、こちらは確定ではございませんが、基本構想で示したおおむね1万9000平方メートルを仮定として想定されるゾーニングを配置したものであり、特に中層部である3階あたりに防災拠点となるゾーニングを配置したいと考えておりますものの、先ほど御質問にありましたように、スペース的にかなり厳しい状況となっております。

現段階では、基本構想で示されておりましたおおむね1万9000平方メートルに、本庁舎として必要かつ求められる機能を全て配置することは難しい状況であるということをまずは御理解いただきたいと思います。

続いて2点目、増床の考え方ですが、先ほど橋本委員のほうにちょっとお答えしましたが、防災拠点施設として求められる機能が不足している状況ということで、では、場所はどの辺がいいのかという話になったときに、外部利用、いわゆる、先ほど申しましたが、やはり災害拠点施設というのは建物だけで対応するものではなく、敷地全体で対応するという考え方があります。したがって、当然、位置的に3階に持ってくるというよりは、むしろ、1階もしくは地下にですね、免震層あたりを今回計画しておりますので、その免震層部分を使って、その分の不足してる面積を持てきたいというふうに考えているところです。

当然、1階部分、2階部分に関しては、やは

り市民の皆さんの通常の利用がありますので、窓口部門というところは、当然、そこを優先して、地下の、いわゆる、例えばですね、通常時は駐車場あたりも利用できるような、公用車駐車場になると思いますけども、公用車駐車場あたりに利用できるようなところで地下部分を、いわゆる災害防災拠点施設の不足分といいますか、ちょっと言い方はあれですけども、そういうものを一応持ってきてきたいというふうに考えてるところです。

以上でございます。

○委員（成松由紀夫君） 今、あくまで目安という中で、おおむね1万9000平米の中の妥当性はしっかり検証したけれども難しい状況であるということがはっきり今、出てきたのと、あと、面積の増床ですよね。やっぱり防災拠点施設で、今実際、地震時ですよ、市役所に行かれて避難ができない。それから、体育館に行っても大ホールが使えない。そして、ハーモニーホールがああいう状況になって、太田郷、八千把、松高、こういったところに流れていってああいった状況になったという部分もある中で、市民の皆さんの意見がですね、やっぱり市役所に避難できないような状況の中で、スピード感を持ってから何で決まらんとかと。そういった選挙の中での民意であったと思うわけですよね。ですので、きょう、ちょっと唐突に出てきた1万9000平米の562人、これは750人以上ということが職員さんの数の中であるわけですので。

合併特例債を併用できると先ほど執行部から答弁がありましたけれども、今、課長の説明の中で、どうしても面積を増床することになると、今ははっきり言われた部分の中です、面積が確定せんと、結果として平成32年度末まで完成できないことになるかもしれないというように今お話だったですね、さっき橋本委員に。だけんですね、それじゃあ、ちょっとなか

なかいかわけですよ。

ですので、平成32年度末にあくまで間に合わせていくような、スピード感を持った取り組みを次長、部長も含めて、しっかりと担当課と話されてですね、合併特例債の併用、それと災害復旧事業債を核として、取り組みをスピード感を持って進めていただきたいというふうに要望しておきます。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

○委員（亀田英雄君） ちょっと確認なんですが、平成32年がずれ込むかもしれないという課長の話だったと思うんですね。（新庁舎建設課長松元真介君「確定しなければですね」と呼ぶ）うん。合併特例債は32年までじゃなからですか。その辺の兼ね合いがちょっとわからんとですよ。特例債を併用すると32年まで。だけれどずれ込むかもしれない。けれど、完成していなければ特例債もできないわけでしょう。その辺の日程的なずれがちょっとわからんとばってん。

○新庁舎建設課長（松元真介君） そこはですね、最初、冒頭でちょっと御説明をですね、させていただいたかなと思いますが、確かにスケジュール部分については、工事については建設工期が当初より大体半年近く短くなってしまう状況です。ただ、現段階では、構造とか工法の検討、例えば先ほど、鉄筋コンクリート造かプレキャストコンクリート造っていう話をしましたが、実はですね、プレキャストっていうのが、なかなかですね、なじみがないと思うんですが、プレキャスト造というのは、工場生産した鉄筋コンクリートパネルを面材として建築する構造材のことをいいます。あらかじめ工場で鉄筋コンクリートの壁、スラブの面材を製作し、現場で組み合わせてつくる工業化方法です。

これにつきましては、長所としてですね、通常の鉄筋コンクリート造と比べ、工事期間とコストが多少安価になることが挙げられます。ただし、短所としましては、面材加工後の設計変更に対応できないということが1つと、施工上、必要となる工事現場、作業面積がちょっと広くどうしても要するということが、実は挙げられます。だから、その辺の兼ね合いもありますので、場合によってはPC造、いわゆるプレキャストのほうで。最初はもともと鉄筋コンクリート造を今のところは予定はしてますけども、今後の実施設計の進め方によっては、PC造への検討もあり得るということで一応お話をしております。

そして何とか32年度末までの完成を目指したいということです。

以上でございます。

○委員（亀田英雄君） いやいや、課長がだけん、32年がずれ込む可能性があると言われたからですね、ちょっと聞いてみたんですが。財源を特例債を充てとる部分があって、それじゃ間に合わんごとなるけんですたい、それはどうされるのかなと思って。というふうに考えたわけです。

○新庁舎建設課長（松元真介君） それは間に合わない状況が判明した段階でまた検討を考えると。（委員亀田英雄君「工法に関してはですね。わかりました」と呼ぶ）そうですね、はい。

○委員（橋本幸一君） 32年度内で一応計画はしてたけど、やむなく33年度までずれ込んだ場合については繰り越しも認められるということで考えとってよかったです。時と場合によっては、やむなしの場合は。

○財務部次長（松村 浩君） 繰り越しの話でございますけども、庁舎とか一般的に大きな建物をつくる場合は、今回の環境センターもそうでしたけども、継続費っていうふうな予算のほ

うの設定をさせていただいております。複数年間の総事業費を設定して、その金額の中で建物をつくっていくということになります。

今回、今のスケジュールでいきますと、平成30年度から、31、32の3カ年度で継続費を設定すると。今御質問のように、もし32年度中に終わらない、契約は済んでいるんだけど途中で材料とか何かの理由で年度内に終わらないようなことが発生した場合には、一応、制度的には事故繰越っていう制度がございますので、33年度までかかっても、一応、合併特例債の対象にはなるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（野崎伸也君） 説明いただきましたけれども、尾崎課長のほうからありました、新庁舎建設の建てかえに係る一般単独債の件で説明ありましたね。これ、説明で、この事業債を充当できる範囲っていうのが3パターンぐらいありますよっていう説明をされて、これ、2のところによかったですか。（財政課長尾崎行雄君「そうですね」と呼ぶ）じゃあ、それに充当できるのが、算出面積が1万9839ということで、これになると、じゃあ幾ら借りれるんですか。

○財務部次長（松村 浩君） 今回の一般単独災害復旧事業債につきましては、建設単価というのが特に決まっておりません。ですので、今回建てます実施の建設単価にこの平米数を掛けた総額分が対象になるというところになります。よろしいですか。

○委員（野崎伸也君） 決まっとらんけんが今は算出できないということだろうと思うんですね。ただ、この算出面積が1万9839っていうのがありますけれども、先ほどもいろいろ説明があったですけど、合併特例債も活用してっていうのがありましたよね。これは何ですか。

この1万9839じゃあ平米数が足らんけん、さらにこの庁舎はそれより大きくなりますよと、大きくなった分は一般単独災害復旧事業債は充てられんけんが、さらに借金して合併特例債ば使うっていう話、プラスで。そがん話でしょう。じゃあ幾ら使うっていう話になりますか。

今まで説明してきた、あるでしょう、大体どれくらいで建てますよっていう、およそのあれがありましたと。そこで財政計画をつくったわけでしょう。これでまたするとなれば、財政計画も持ってこんばいかんとじゃないですか。説明すつとにですたい。

今、入居者職員数562とかって言って、それじゃ全然足らんとですよっていう話ばさしたですよ。じゃあ何人要ると。それによってまたふえてくるわけでしょう、お金が。その説明が全然足らんとですよ。そこがないんじゃないですか。もう少し説明してください。

○財務部長（岩本博文君） きょうはですね、おおむね1万9000平米でいろいろ作業を試みたところ、こういう状況になっていると。災害部分とか面積が足りんならば、いろいろ増床すれば、地下駐車場あたりを活用しながらいけるでしょうと。

きょうはですね、どれだけの面積があるのか、具体的にはまだこの時点ではお示しすることができませんので、きょうはそういう具体的な面積の話を持ってきたところではないんですよ。あくまでも、おおむね1万9000平米で今まで検証してきたところのお話をさせていただいておりますので、今後ですね、そういうところで、またいろいろ御意見をいただいて、これだけの面積になればこれだけのお金が必要になるだろうというところで、またさらに具体的なお話ができるかと思います。

本日はですね、今申し上げましたとおり、そういう状況の中での現況報告ということになっ

てますので、委員が求められるような具体的なところまではですね、資料も財政計画もつくってきていないところです。

○委員（野崎伸也君） わかりますよ。言いたいことはわかってです。ただ、きょうここにこやんふうに示したちゅうことは、よくいろんなところで使われる、ややもすればですよ、こういった数字とか金額とか、一人歩きするっていうのをよく懸念するじゃないですか。それを心配してるんですよ。

ちょっと確認したいんですけど、これより大きくなるんですね、じゃあ。合併特例債も使うということなんで。職員数もこれより多くなるちゅうことですよね。そういう方向性を執行部は持って、きょう説明したちゅうことでいいんですよ。そこを確認したいんです。

○財務部長（岩本博文君） 今の時点ですね、確定した方向性というのは非常に申し上げにくいです。まだ、市民の方の声、そして議会からの声も聞きながらということですね。きょうの御意見も参考にさせてもらいながら、いろいろそういうことを含めて検討していくということで、きょうはちょっと確定的なことは申し上げられません。（「わかった、わかった。大体わかった」と呼ぶ者あり）

○委員（野崎伸也君） だけん、そういうのがいろんな憶測ば呼んで一人歩きするんじゃないですかっていうのを心配して、今、言わせていただいたんですよ。

これまでも余り借金せんよんについていうことで、市民に負担を残さないよんというところでずっとやってきたと思うんですけども、きょうの話じゃ何か、さらに災害復旧事業債以上の、今度は合併特例債まで使って借金してやるちゅうのが、ちょっとびっくりだったんですよ。

そういう話が確定して、執行部としてそやんとをちゃんと明確なものがない中でこういう説

明をされるのがですね、何のためにしとつかなというふうに思うもんだいけん。市民に対して変な憶測を生むような説明の仕方じゃいかんと思う。だけん、財政としては、今度はちゃんと財政計画もつくって説明してもらわんといかんと思うとですよ。

建つつとはよかですたい。防災機能の拠点としてやっていこうというのに異は唱えんとですよ、市民の生命、財産を守るという中で。ただ、それにお金絡んでくるもんですから。将来にわたっての借金というのが。そこはちゃんと説明責任があつと思うとですよ。自分たちもそれを見て判断せんばいかんけんが。そういうのをちょっと要望しときます。意見として。

○委員長（中村和美君） 要望ね。

財務部長、何かありますか。今、野崎委員は要望ということでございますが。

○財務部長（岩本博文君） それでは、きょうは財政計画をお示しできないというところでございますけれども、本当に面積がこれだけ必要であればどれだけのお金が必要である、そのお金はどれだけ将来に影響を及ぼすのか、そういう計画を見てもらいながらの議論にはなるかと思いますので、財政のほうでは財政計画もしっかり検証しながら、また、面積と一緒にですね、その辺の説明はさせていただきたいというふうに思います。（委員野崎伸也君「よろしくお願いします」と呼ぶ）

○委員（成松由紀夫君） 済みません、きょうはいろいろな可能性についての報告なり、意見聴取だと思ふんですね。実際問題ですよ、パートさん、嘱託職員、再任用の職員さんとかおんなつですけど、実際、新しい庁舎には大体どれぐらい、震災前の部分でもよかですけども、基準の人数ちゅうか。

それが例えば、ワンストップサービスですね、教育委員会関連なんか千丁まで行かなんけん、今度の新しかところに一緒にしてもら

と、そおん助かるっていうような御意見が子育て世代に多いんですよ。そういうのも含めて、仮で言うたら震災前の人数はどの程度だったかというのと、それと、可能性として、32年ということで、今、議論が、可能性の話が出とつとですけど、たしか市長が合併特例債の期限延長あたりを要望しよなったような話ば聞いたことがあつとですけども、どうなんですかね。可能性としてあり得るんですか、期限延長は。選挙も終わったことだし。可能性の話ですよ。可能性の範囲で結構です。

○財務部次長（松村 浩君） 最後の質問の合併特例債の期限延長の件について私のほうからお答えします。

期限延長につきましては、今回、熊本地震を踏まえまして、熊本県内の被災自治体からもそういういった要望のほうが出ているところでございまして、今般、九州市長会におきまして、国への要望というところで合併特例債の使用の延長については既に提言をするということでも言われております。また、市としても、合併特例債の延長については働きかけていきたいということで市長のほうも求めるというところでございます。

以上です。

○新庁舎建設課長（松元真介君） 想定している職員数ということなんですが、職員数は基本構想でですね、一応700人程度ということになっておりましたが、震災前はパートとか、嘱託職員、再任用等職員を含めてですね、大体750人程度従事していた状況です。

本庁に必要な行政機能として、市民サービスを低下させないため必要な組織の人数、また、将来の流動的な組織再編等に対応できるくらいですね、職員数というよりはスペースをですね、確保したいということが1つ。

ただ、具体的な課の配置とか、そういったものにつきましてはですね、当課だけで判断でき

るものではなく、当然、厳密には部や課、場合によっては係単位までですね、掘り下げた組織の観点からの検証が、実は必要になるんじゃないかと思います。

○委員（成松由紀夫君）　ということは、700人、そがん言いよなったなと思いながら、でも、実際、パートさん、嘱託職員さん、いろいろ合わせると750人ぐらい。仮にこれが教育委員会も云々ということが、今後、庁舎建設の委員会の中、または、パブリックコメントもやっていかれるでしょう。そしたら、市民の皆さんからいろんな要望が出てきますよね。

だけん、そういった中で、今、きょうの災害復旧事業債の部分は562人までなんですよってというような話なので、それじゃなかなか厳しいですね、それと防災拠点機能も厳しいから、今後いろんな可能性について言及しながら議論していくというのが方向性だと思いますし、合併特例債の期限についても今から要望されていくと。ただ、現実問題、平成32年ということが、今、目の前にあるんですよってところのスピード感を持って取り組まなきゃいかんちゅうのはさっき言ったとおりで。

市民の皆さんもですね、結構、辟易しとんなくて、とにかく、規模、機能、予算の規模の部分でうっ詰まってしまうとってですね、選挙前に。だから、ある程度早い段階でのパブコメと市民の皆さんの意見、それにこの委員会の中でも肅々と進めていかないと、スピード感を持って。で、規模が決まって、機能——、防災機能だったり、いろんな大事なもの、市民の皆さんの生命財産、預かるもの、そしてその後に予算あたりが出てくると思うけれど、そういったところば。執行部は大変だと思いますが、とにかくスピード感を持ってやるのが大事だと考えますので、よろしくお願いします。

○委員（山本幸廣君）　2点ほど私から要望して、お聞きしたいんですけども、先ほど来、防

災拠点の話がずっと出るですけども、防災拠点ってというのは、前回の庁舎特別委員会から大変検討してきたんですね。そういうのを踏まえながら、まずは過去を現実としてね、考えていくというのが大事だと思うし、そしてまた、市役所を避難場所という、この感覚ってというのはあんまりよくないと思う。

やっぱり、我々が今回の熊本地震であれだけの体験をした。成松副委員長も含めて、いろいろと現場に行って、みずからですね、身を挺して避難者の方々に対して勇気を与え、市民生活が安定できるような、そういう対応をする中で一番感じたのが、耐震もしてないところに避難場所、そしてまた、避難場所が小さい。そしてまた、1階の、津波警報のときなんかは、南部幹線、それから臨港線、パニック状態になって、そういう中で避難場所の確保というのをしっかりせなんいかんと。

そういう中で、みずからがですね、先ほど言われた免震だからって、免震を低くするとか高くするとか、そこに防災機能を一部入れますよとか、そういう問題じゃないと思うんですよ。そこらあたりをもう少し考え方を考えていかなければ。

やはり、コミュニティーの中で各校区ごとに、まずは避難場所を確保して、施設を整備していく、これが一番なんです。これも並行していかなきゃいけないと思うんですね。

それと、先ほど言われていた面積を含めて、市民サービスというのは、面積がふえれば市民サービスじゃないんですよ。職員の能力によって市民サービスは変わってくるわけだし。一人一人の職員の能力によって。ここらあたりは勘違いしないようにしてください。

やはり、それについては、やっぱり、一人一人の職員がいかに狭いスペースでもですね、市民サービスができるような対応をしていく。その可能性を見出していただきたい。これを強く

要望しておきますから。

以上。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（橋本幸一君） 先ほど、基本構想は私たち議会で議決したわけで、その辺の中で1万9000と職員700名、しかし、囑託含めれば750名の方が入っておられる。ここはですね、自分は、基準としてそこは私は必要と思います。

今は35.3平米まで一般単独災害事業債で認められてるってことですが、福島県です、津波の後の新庁舎、ちょっと今、市は忘れたんですが、1職員当たりの平米数でいえば37平米。それだけ災害に遭われたところが、実際、経験としてつくる場合、この辺が基準になってるってことは十分に尊重せんといかん。35.3って、私はだてな、大風呂敷の35.3じゃないと思います。それはしっかり、私はここは基準に入れて、職員700名、そこについての中でワンストップサービス、そして、防災機能というのをしっかり考えながら、基本設計はやっていただきたい。これが基本構想の最初のスタートと思っております。

以上です。

○委員長（中村和美君） 要望でいいですね。

ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ないようでございますので、それでは、新庁舎建設事業の進捗状況についてを終了します。

そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 今、橋本委員からも、別市のほうでいい事例があるようでございますので、ひとつそういうのも踏まえてですね、勉強していただいて、また次の会議にお持ちいただけたら幸せに思います。

何かありますか。よければどうぞ。

○委員（成松由紀夫君） 基本構想の部分で基本設計の部分までで皆さんで議論していくわけですが、今、橋本委員からもあったように、参考事例とか、そしてまた、見に行ったらいいような事例があれば、また意見があると、また皆さんでそういったところの勉強も必要かなと。

山本先生も鳥取市役所を見に行かれて、新しいところを見られたり、いろんな個人的に勉強されてる方もいらっしゃるんですけど、また皆さんから意見があれば、そういったこともまた、委員長と考えてやっていったらどうかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（中村和美君） そういう視察等がございましたら、漏れなく、委員長、副委員長にですね、ぜひお話を聞かせていただきたい。そして、委員長、副委員長、執行部です、また皆さん方に御相談させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で本日の委員会の日程は全部終了しました。これをもって、新庁舎建設促進特別委員会を散会いたします。

（午前11時06分 散会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成29年10月23日
新庁舎建設促進特別委員会
委員長